

# 1. 教育委員会の実践 — (2) 市区町村教育委員会での取組

## 茨城県結城市教育委員会における取組

### 1. SSWを活用した取組の概要

#### (1) SSW導入について

結城市ではSSWについて、平成12年度に、当時不登校生徒の割合が非常に高かったということから、教育長の考えで導入した。

SSW導入の目的は、SSWが相談員として、学校(教師)では見えない部分に介入したり、子どもが抱えている問題に対応するために、学校・家庭・地域がつながり、総合的に対応していくネットワークを作ったりすることである。この目的は、現在(平成20年度)も変わっていない。また、当時結城市に県から配属されたスクールカウンセラーから、アメリカのSSWや病院のソーシャルワーカーの動きを学校に生かす助言があり、SSWという命名とともに活動を開始した。資格については社会福祉士等が一般的だが、結城市では、教職経験や教員免許を採用の基礎資格として募集した。これは、病院での患者や家族へのカウンセリングや家庭訪問を、学校においてフットワーク軽く行える人材を求めたからである。また、学校には独特の文化があり、教職員と連携を取ることは不可欠であることから、SSWとしての専門性より、学校文化への理解度に重きを置き、教員経験者と学校相談員の二名を採用した。現在(平成20年度)は、採用当時の教職員免許の他に、個々の研修により、カウンセラーや学校心理士、各種検定検査の資格を取得している。

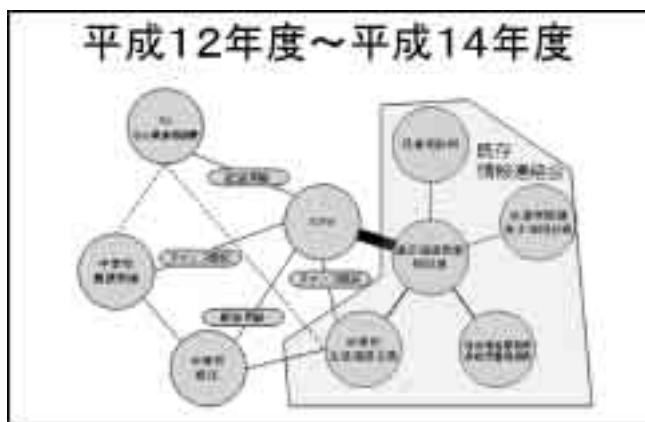
#### (2) SSWの活動の経緯

結城市のSSWは、学校現場での生徒や保護者、教師と関わる相談員的な役割と、ケース会議等を通して学校外の関係機関と連携をとる、学校との橋渡し役の2つの役割を持って活動している。

SSWの活動は、情報連絡会により外部機関を活用しようとした平成12年度～14年度と、相談員的な立場で問題の改善・解消にあたった平成15年度～16年度、当初の情報連絡会をケース会議として新たに位置づけた平成17年度～平成20年度の3期と見ることができる。

##### ・初期(平成12～14年度)の活動状況

当時結城市には、既存の情報連絡会があり、適応指導教室の相談員を中心に、児童相談所、生涯学習課の青少年相談員、社会福祉事務所の家庭児童相談員、中学校の生徒指導主事を構成員として実施されていた。これをSSWが個々の問題に対して具体的な手立てを立てることができるよう画策した。当初は適応指導教室の相談員がスーパーバイザー的に活動し、効果を上げていたが、相談員が替わり、SSW自身がコーディネーターとして活動するようになると、逆に手立てが乱立し、気になる子どもに対してうまくコーディネートできなかった。その結果、連絡会は、単なる「情報交換の場」でしかなくなり情報連絡会の参加者は少なくなっていった。



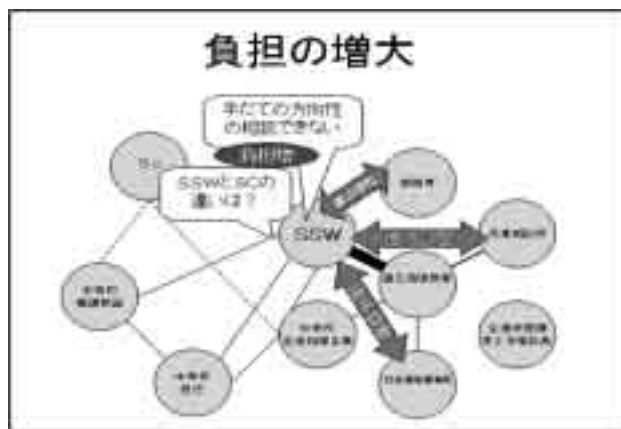
##### ・第二期(平成15～16年度)の活動状況

情報連絡会は縮小し、SSWは、個々の事例に深く関わり、適応指導教室の相談員と生徒指導主事のチームワークを中心に、スクールカウンセラーとアセスメント等を一緒に行いながら情報を共有した上で、各学校で生徒への支援

を行っていくようになった。特に人間関係の問題に対して、学校、スクールカウンセラー、適応指導教室、SSWが連携して対応できたことが成果を上げ、不登校率は、平成15年度から16年度にかけて低下し、成果を上げることができた。しかしSSWの負担は大変多くなり、時間外勤務も増大した。

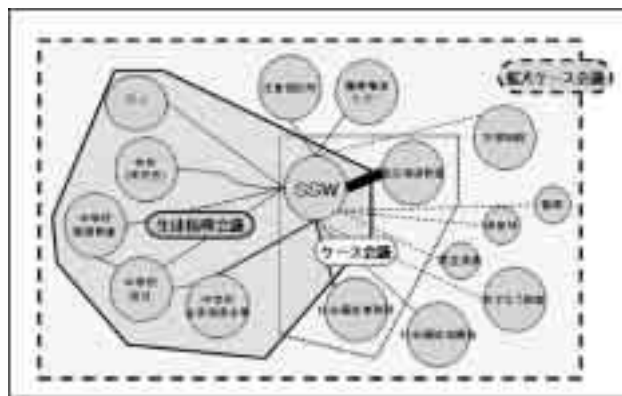
#### ・第三期（平成17年度～）の活動状況

不登校率は平成17年度に再び増加した。これは子どもの持つ問題が友人関係だけではなく、家庭の経済的事情や虐待、本人や保護者の疾病に係るものが表出し、問題の解決に対して、病院への連絡、児童相談所との連携、社会福祉事務所との調整などが必要となり、SSWによる学校とスクールカウンセラー、適応指導教室との連携がパンク状態になったからであった。また、もともと社会福祉士の専門性を持たないままに活動を始めたSSWは、手立てや方向性に不安を抱き、本当に自分のやり方が正しいのか、SSWとスクールカウンセラーの違いはなんなのだろうか、などといったことで不安と負担が増えていった。



そこで、各種文献等を参考にSSWの活動の基本姿勢を「つなげる」と再定義した。さらに平成16年度までは、外部機関といっても、社会福祉課や特定の医院、適応指導教室の3者を把握するのみであったが、平成18年度には、三者に加えて、福祉事務所、児童相談所、健康増進センター、特別支援に関わる事業所、近隣の医療機関等も連携できる機関として加え、児童生徒の抱える問題に対応できる連携機関を把握し直すことも始めた。

また、栃木県栃木市の「トータルサポートセンター」の「ケース会議」システムを参考に、縮小していた既存の連絡会をケース会議として再構築し、月に一回、適応指導教室指導員、社会福祉事務所の家庭児童相談員とスクールカウンセラー、SSWと教育委員会の指導主事で「小さなケース会議」を開くこととした。学校の生徒指導担当者がこのケース会議に参加することが望ましいが、学校の多忙さを考えると、学校での生徒指導関係の会議にSSWが参加し、学校と関係機関の手立てをSSWが調整し、対応者を決定していきながら支援を進めることとした。また、関係機関との連携も、「拡大ケース会議」という形で、保育所や児童相談所、病院、警察等が必要に応じて入るようにした。こうした、システムの改善によりSSW個人で対応していた場合には対応が難しかった、虐待や家庭の経済的な問題、疾病に起因する不登校の問題等に対応し、解決をすることができるようになった。



#### (3) 今後の課題

現在、ケース会議を行う上で専門的な見地から判断を下すスーパーバイザー的な働きが必要が生じてきている。そこで、従来取り組んできた、相談員のような形で学校に入り込み、学校職員と一緒に相談と調整を進めるSSWと、個々の事例にあまり深く関わらず専門的な見地から、連携する機関とともに、判断を下すSSWの2段階の組み合わせが効果的であるのではないかと、仮説を立て直している。

また、最近では特別支援関係の会議に参加依頼があったり、結城市社会福祉協議会の「地域ケアシステム」コーディネーターの方から学校とSSWとの三者でのケース会議の申込みがあったりと対応の間口が広がり続け、SSWの

## Ⅱ 章：1. 教育委員会の実践

負担が再度増加しているのも事実である。社会福祉的な研修はもとより、心疾患等の新たな課題にも対応するための研修の実施も課題である。

### 2. SSWの人材、配置形態

- ・ S S W 市役所職員（一般職）。教育委員会指導課配属。平成12年に採用された2名が現在も勤務。

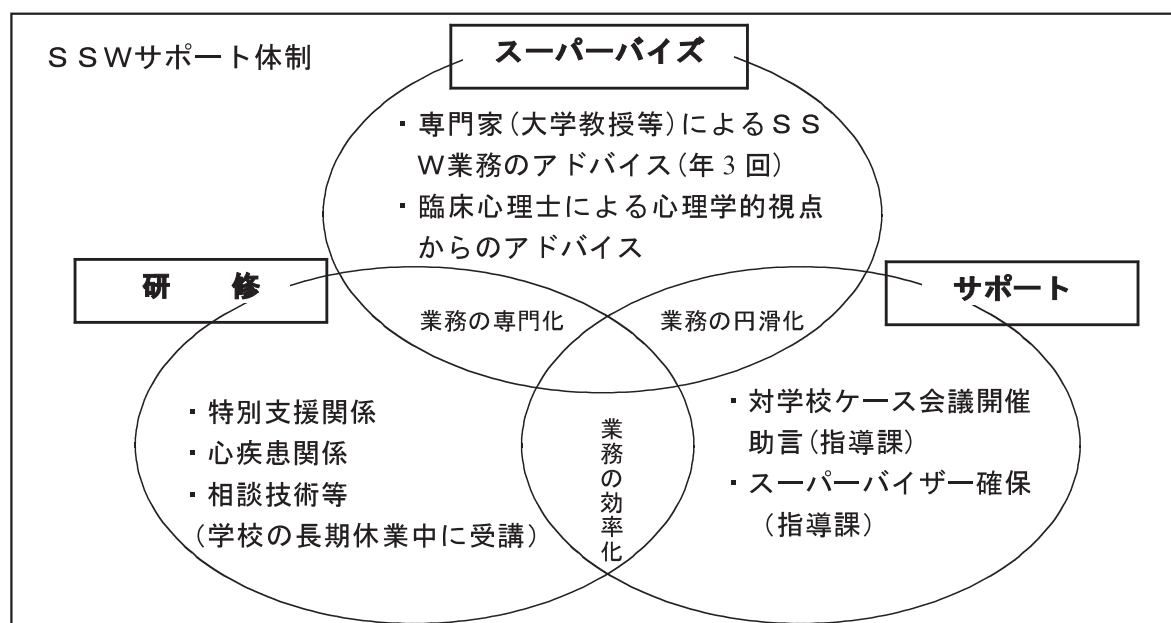
| S S W     | 採用当初の取得資格                     | 採用後の取得資格                         |
|-----------|-------------------------------|----------------------------------|
| A<br>(女性) | 教員免許（小二、中保、高保）                | 日本教育カウンセラー、産業カウンセラー、田中ビネー2級検査師 等 |
| B<br>(女性) | 教員免許（中社、高社）<br>認定カウンセラー、学校心理士 | 田中ビネー2級検、WISC検査、<br>k-abc検査師 等   |

- ・ 配置（S S Wは平成20年度1名が産休のため1名で活動）

| 配置場所 | 月                                                                                                     | 火                             | 水      | 木                             | 金                             |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------|-------------------------------|-------------------------------|
| 会議等  | ・ 小ケース会議<br>SSW、SC、相談員、指導課<br>指導主事（適応指導教室）<br>・ ケース会議<br>SSW、相談員、福祉課家庭<br>相談員、指導課指導主事<br>（適応指導教室：第4週） | B中学校<br>生徒指導部会<br>（8:30～9:30） | 適応指導教室 | A中学校<br>生徒指導部会<br>（8:30～9:30） | C中学校<br>生徒指導部会<br>（8:30～9:30） |
| A中学校 |                                                                                                       |                               |        | ○                             |                               |
| B中学校 |                                                                                                       | ○                             |        |                               |                               |
| C中学校 |                                                                                                       |                               |        |                               | ○                             |

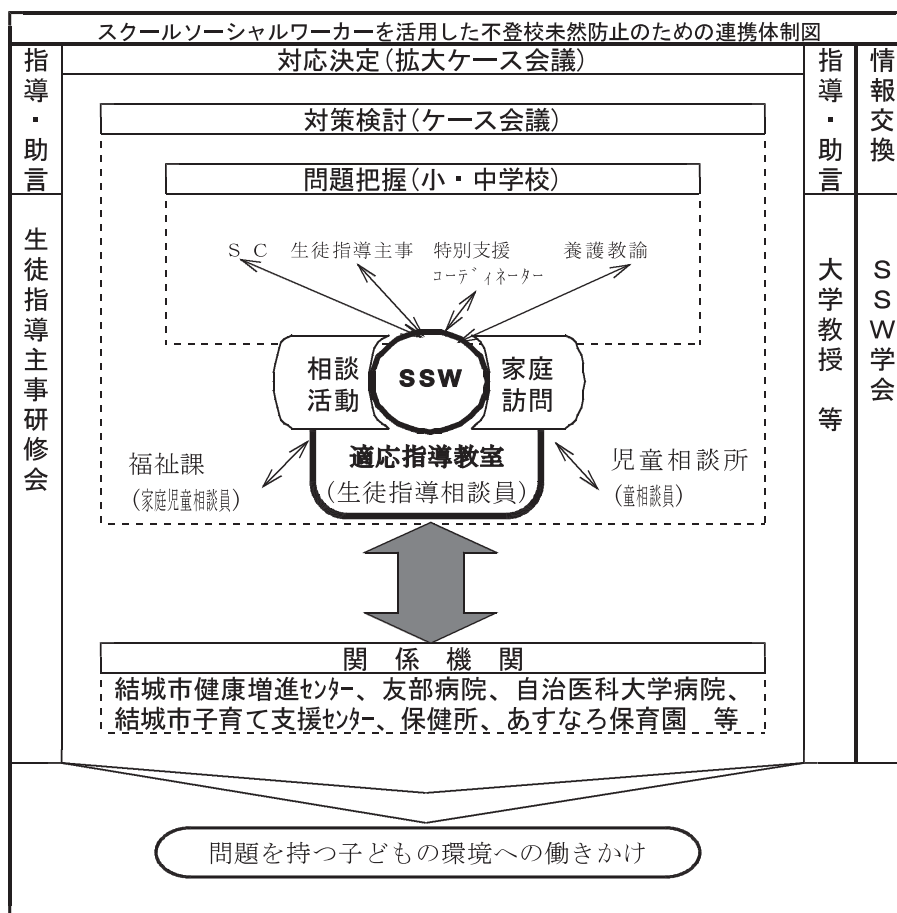
### 3. SSWの職務内容とサポート体制

平成19年度からは、大学教授等に指導を受け、「フットワークの軽い相談員」をキーワードに活動している。また、支援の対象は中学生だけではなく、小学生にも広がりを見えるようになってきている。現在の活動内容は、対応機関と、学校や家庭との連携の調整をすることと、ケース会議の開催などのコーディネーター的な役割が主な仕事である。また、児童生徒・保護者との面接や相談、登校支援に係る活動（家庭訪問や部分登校支援など）も行っている。相談員的な役割を持つことで、子どもたちの持つ問題も、よく把握できるのではないかと考えている。



#### 4. SSWの推進体制

推進組織はSSWと適応指導教室が中核となり、問題把握、対策検討、対応決定の三層構造となる（下図参照）。



#### 5. SSWを活用した取組事例と成果

##### (1) 取組事例

- ①当初本人の問題と捉えられていたものが、ケース会議を開き、家庭の状況に問題があることがわかり、SSWと学校、福祉事務所、社会福祉協議会、適応指導教室で対応した事例。拡大ケース会議は1回実施。

| 問題内容                | 生徒指導会議                                                                             | ケース会議                                                                                                                                              | 拡大ケース会議                                                                                                                                           |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中学生<br>・不登校<br>・不衛生 | <b>学校・担任</b><br>・別室登校<br>・家庭訪問<br><b>SSW</b><br>・別室登校補助<br><b>S.C</b><br>・本人、保護者相談 | ・学習支援・進路指導<br>・部分登校受け入れ<br>・学習支援の橋渡し<br>・連携機関との拡大ケース会議の準備<br><b>適応指導教室</b><br>・精神的受け入れ<br>・身だしなみ指導<br>・学習支援協力<br>・保護者面接<br><b>福祉事務所</b><br>・生活費の保証 | ・学習支援・進路指導<br>・別室登校受け入れ<br>・学習支援の橋渡し<br>・警察との連携<br>・精神的受け入れ<br>・身だしなみ指導<br>・登校支援<br>・生活費の保証<br><b>警察</b><br>・保護者の措置<br><b>社会福祉協議会</b><br>・奨学金等の措置 |
| 効果                  | ・不登校の改善見られず。<br>・生活習慣の改善見られず。                                                      | ・部分登校の可能性<br>・生活習慣の改善                                                                                                                              | ・部分登校から学校復帰<br>・生活習慣の改善<br>・生活環境の改善                                                                                                               |

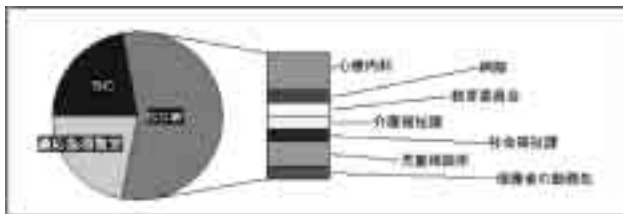


## Ⅱ章：1. 教育委員会の実践

- ②本人と母親の問題と捉えていたものが、拡大ケース会議により、代々家族間で連鎖した問題であることがわかり、S S Wと学校、児童相談所、保育所で協力して 対応した事例。拡大ケース会議は2回実施。

| 問題内容                      | 生徒指導会議                                                                                   | ケース会議                                                                                                                                    | 拡大ケース会議                                                                                                                                              |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学生<br>・ 登校しずみ<br>・ 家庭内暴力 | <b>学校・担任</b><br>・ 別室登校<br>・ 家庭訪問<br><b>S S W</b><br>・ 別室登校補助<br><b>S C</b><br>・ 本人、保護者相談 | ・ 家庭訪問<br>・ 部分登校受け入れ<br>・ 保護措置準備<br>・ 連携機関との拡大ケース会議の準備<br><b>適応指導教室</b><br>・ 精神的受け入れ<br>・ 身だしなみ指導<br>・ 保護者面談<br><b>児童相談所</b><br>・ 保護措置検討 | ・ 家庭訪問<br>・ 部分登校受け入れ<br>・ 保護措置準備<br>・ 学校と児童相談所の橋渡し<br>・ 精神的受け入れ<br>・ 身だしなみ指導<br>・ 保護措置準備<br>・ 保護措置<br><b>保育所</b><br>・ 保育相談<br><b>民生委員</b><br>・ 保護者面談 |
| 効 果                       | ・ 登校しずみの改善見られず<br>・ 生活習慣の改善見られず<br>・ 一日1食<br>・ 別棟生活                                      | ・ 生活習慣の改善<br>・ 部分登校<br>・ 養育改善見られず<br>・ 児童相談所措置見送り                                                                                        | ・ 保育所、民生委員より代々連鎖した問題であることがわかる。<br>・ 保護措置決定（ケース会議の積み重ねが児童相談所の決定を促す）                                                                                   |

### (2) 成 果

| 平成19年度の成果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケース会議を毎週実施</li> <li>・ 拡大ケース会議を毎月実施、臨時拡大ケース会議は3つの特別なケースについて9回実施した。実施の結果、ホームスクーラーを主張するケースについては学校復帰。他の2事例については児童相談所の保護と通院による課題の改善を得ることができた。</li> <li>・ S S Wの相談や連携の活動のターゲットとしたA中学校での不登校数は、18年度の同時期から37%減が見られた。また、複数の不登校解消者が見られるようになった。</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |
| 平成19年度の評価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>不登校の解消、不登校の未然防止に効果的であった活動について、市内の教職員にアンケートを行ったところ、S S Wの活動が評価されていることが分かった。</p>  <p>大学准教授による中間評価（平成19年10月）から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ S S WとS Cは手の付け所が明らかに異なる。</li> <li>・ 学校では学習やカウンセリングが行われる。学校外での活動が効果的である場合に関係機関とつなげる。</li> <li>・ 学校にS S Wが何をする者なのかを、さらに具体的に説明することが必要</li> <li>・ 結城市のS S Wは相談員的なものから始まっているので、相談も残っていくが、日常のS S Wの活動内容の主たるものは、関係機関との連携に移行が必要。</li> </ul> |

## 東京都杉並区教育委員会における取組

### 1. スクールソーシャルワーカーを活用した取組の概要（導入の経緯と現状）

児童生徒の問題行動や不登校など、生活指導における課題の要因として、学校内の問題に加えて家庭等における問題（育児放棄、養育困難、家庭内暴力等）が増加傾向にある。こうした事例に的確に対応し解決していくためには、従前の教育的な対応に加えて、社会福祉、医療等の分野から専門的に対応していくことが不可欠である。そのためには、専門職の活用による関係機関（家庭支援機関、児童相談所、医療機関等）との連携が不可欠な状況となっている。

杉並区教育委員会では、本区教育施策をまとめた教育ビジョン推進計画に、学校現場の変革への支援を重視し、学校経営を支えるための人的支援を通して、学校の経営力を高めことを目標として掲げている。この目標を達成するため平成19年度よりSSWを配置し、児童生徒を取り巻く複雑な問題に対し、福祉や医療などの専門機関と連携・協力し、課題解決を図る取組を行ってきた。本年度、新たに2名のSSWを配置し、学校が複雑化・多様化している課題に迅速かつ的確に対応できる学校づくりに向けて、学校経営支援の充実を図っている。

### 2. SSWの人材、配置形態、職務内容

#### (1) 勤務形態及び資格等

| 年度   | 配置形態  | 配置数 | 任用期間 | 勤務日数   | 資格等                                                                               |
|------|-------|-----|------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 19年度 | 専門非常勤 | 1名  | 1年   | 年 79日  | 教育と福祉の両面に關して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者、または、それに値する能力があると判断した者。 |
| 20年度 | 嘱託員   | 1名  | 1年   | 月 16日  |                                                                                   |
|      | 専門非常勤 | 2名  |      | 年 156日 |                                                                                   |

#### (2) 配置及び職務

##### ア 配置形態

杉並区立済美教育センターの学校経営支援係に配置

##### イ 職務

いじめ、不登校、虐待等、学校現場の緊急課題や児童生徒を取り巻く複雑な問題における、児童・生徒、学校、家庭、関係機関のかかわりに対して、調整・仲介を行い、児童・生徒の生活改善を図り、学校の経営を支援する。

### 3. SSWのサポート体制

月1回、専門領域にかかわる大学研究者から、対応ケースごとにスーパーバイズを受け、対応策を工夫・改善するとともにSSWの資質・能力の向上を図る。

## Ⅱ章：1. 教育委員会の実践

### 4. SSWの推進体制 ～SSWによる学校経営支援体制の例～



### 5. SSWを活用した取組の成果と今後の課題

#### (1) 平成20年度SSWの対応状況（平成20年4月1日～9月12日）

|     | いじめ | 不登校 | いじめによる不登校 | 学級の荒れ | 集団不応 | 事件事故 | その他 | 虐待等 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----------|-------|------|------|-----|-----|----|
| 小学校 | 0   | 2   | 2         | 0     | 2    | 1    | 1   | 2   | 10 |
| 中学校 | 0   | 3   | 0         | 1     | 3    | 0    | 0   | 3   | 10 |
| 合計  | 0   | 5   | 2         | 1     | 5    | 1    | 1   | 5   | 20 |

#### (2) 成果と課題

##### ア 成果

SSWを核とした人的支援体制や指導体制を充実させることにより、児童生徒の生活の改善に向けた働きかけが可能となり、これまで学校が苦慮していた対応への支援を行うことができた。

##### イ 課題

SSWの専門性や活動を周知すると共に、今後、対応件数が増加した場合に、より迅速かつ効果的な対応ができるよう配置の在り方について検討する必要がある。

## 2. 教育委員会指導主事とスクールソーシャルワーカーの協働

大阪府 豊中市教育委員会  
豊中市立庄内少年文化館  
副館長：麻植 昭夫

### 1. SSWを活用した取組の概要

#### (1) 取組みの背景

本市において、SSW事業は「教育支援センター」である豊中市立少年文化館が担当している。そのため、同事業の活用については、「不登校」をはじめとする「長期欠席」をひとつの切り口として取り組んでいる。

本市における長期欠席児童生徒の特徴として、「不登校」を理由とする長期欠席児童生徒（年間30日以上欠席した児童生徒）は、他の欠席理由（「疾病」「その他」）による児童生徒と比べて欠席が長期化する傾向にある。また、小学校における長期欠席児童の理由別欠席の中で、保護者の養育姿勢など家庭環境が大きく影響するとみられる「その他」を理由とする長期欠席児童が増加する傾向にある。

このような状況から、課題を抱えた児童生徒が長期欠席にならないために、児童生徒自身の抱える課題をはじめ児童生徒を取り巻く環境を的確に見立て、支援を行うことが必要となってくる。

課題を抱える児童生徒には、個々の児童生徒の実態に応じてチームで指導・援助する体制を作ることが大切である。そこで、SSWを活用し、各学校のチームとしての取組を支援するとともに、その取組を通して児童生徒の実態に応じたチーム指導・援助体制、すなわち「複数の目で見守るチーム指導・援助体制」の構築を支援し、長期欠席の未然防止、早期発見・早期対応につながるように取り組んでいる。

#### (2) 派遣型としてのSSWの活用

本市には小学校が41校、中学校が18校あり、各学校において課題を抱えた児童生徒に対する支援の取組が行われている。その取組のひとつの方法としてSSWを活用している。

本市では、SSWの活用において、学校に配置しそこを起点としてSSWの手法を他の学校へ広げていくという方法ではなく、緊急の課題を抱えケース会議にSSWを要請してきたり、研修を計画している学校に講師としてSSWを派遣するといういわゆる「派遣型」で取り組んでいる。

#### SSW派遣

##### ① ケース会議のコーディネーターとして

SSWをコーディネーター役として、課題を抱えた児童生徒を支援するためのケース会議（校内ケース会議、小中連携ケース会議など）を開催する学校に派遣。

##### ② 研修会の講師として

SSWの課題解決に向けた手法を広げるための研修（校内研修、不登校対応研修、小中合同研修）の講師として派遣。

このような形で要請のある学校に積極的に派遣することで、SSWの課題解決に向けた手法が定着するよう取り組むとともに、各学校において、その手法を活用して児童生徒の抱える課題解決に向けて、チームとして取り組む体制ができることを支援している。



## Ⅱ 章：2. 教育委員会指導主事とスクールソーシャルワーカーの協働

### 2. 指導主事とスクールソーシャルワーカーとの協働

#### (1) SSW派遣

SSWの活用においては「つなぐ」ことを大切に取り組んでいる。

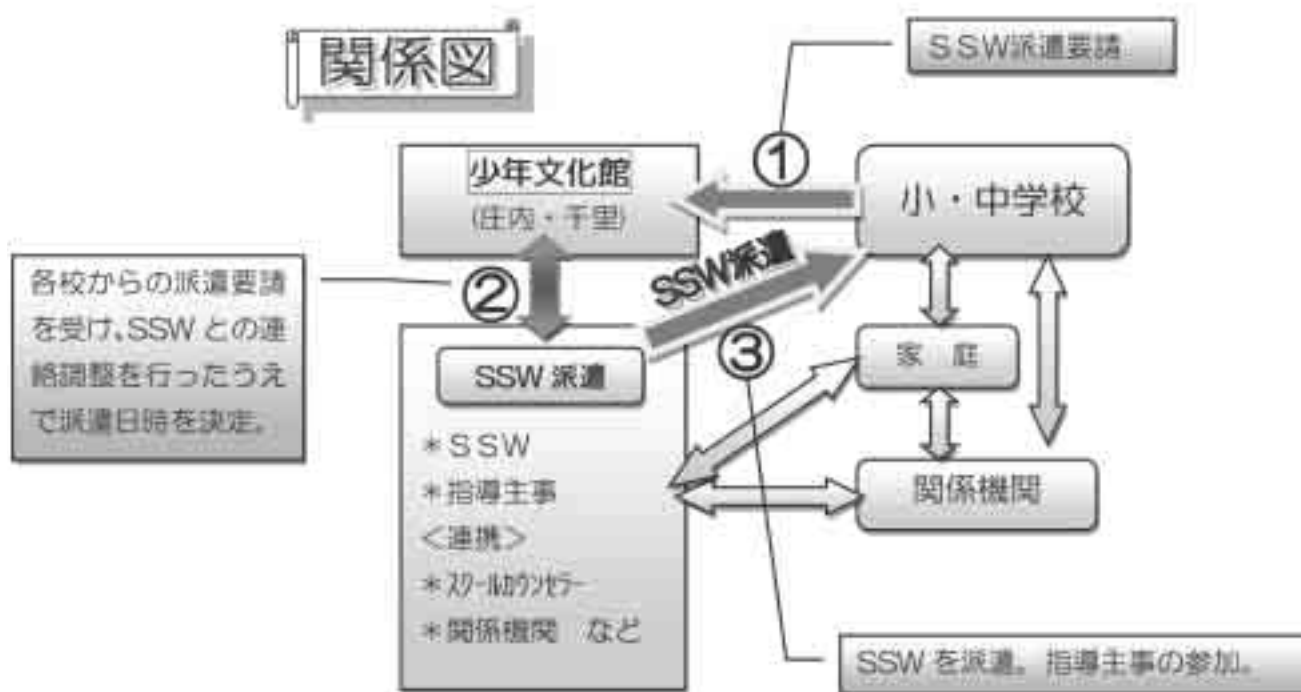
課題解決に向けてチームとして教職員をつなぐ、連携して課題解決を目指すために小・中学校をつなぐ、外部の力を必要とする課題の解決に向けて関係機関とつなぐ。これらを「つなぐ」ためにケース会議を提唱し、そのケース会議のコーディネーター役としてのSSWの活用に取り組んでいる。

しかし、本市においてはSSWを「派遣型」として活用しているために、まず各学校とSSWを「つなぐ」が必要になってくる。そこで、指導主事等がパイプ役となってSSWと各学校をつなぐ役割を担っている。

校内研修やケース会議等へのSSW派遣依頼の窓口を少年文化館（市教育委員会）が行い、SSWと学校間との連絡調整を行っている。そして、ケース会議あるいは研修にも、できる限り指導主事等が参加している。このことによって、単に学校とSSWをつなぐことだけにとどまらず、少年文化館（市教育委員会）とも課題を共有することができる。さらに、指導主事等がSSWとともに活動することによって、指導主事等にとっても福祉的手法のスキルアップを図ることができるというメリットがあり、その手法の裾野が広がっていくことにつながっていく。

また、本市における少年文化館は「教育支援センター」として、不登校状態にある児童生徒や保護者に対して相談援助活動、訪問援助活動（学生カウンセラーの派遣）、自主創造活動（館内におけるプログラム活動や宿泊体験活動など）などの援助活動を行っている。そのため、少年文化館の指導主事がSSWとともにケース会議に参加することによって、これらの援助を必要とするケースの場合、直接「教育支援センター」である少年文化館につなぐことができる。（本市では市内南部・北部に1か所ずつ計2か所に少年文化館を設置している。）

下の関係図は、本市がSSWを派遣型として活用する場合を模式的にあらわしている。



### SSW派遣の流れ

1. 学校から少年文化館（市教育委員会）への派遣要請
  - \* 学校において課題解決のためにケース会議（校内ケース会議、小・中連携ケース会議）を開く場合に、ケース会議のコーディネーター役として派遣を要請。
  - \* SSWの課題解決に向けての手法を学ぶための研修会講師として派遣を要請。
2. 少年文化館（市教育委員会）とSSWの連絡調整
  - \* 本市においてSSWは「派遣型」であり市内に常駐していない。そこで指導主事がSSWと学校間の連絡調整を行い、ケース会議の日時等を決定。
3. SSWを学校へ派遣
  - \* 校内ケース会議、研修会を問わずSSWが派遣される場合は、指導主事ができるかぎり参加。

### 1. ケース会議において

小学校において、SSWをコーディネーター役として開かれたケース会議の様子をまとめたものである。

#### ①自己紹介・守秘義務について

SSW・校長・養護教諭・生活指導担当・担任及び学年の先生・指導主事

#### ②情報共有

担任のほか、関わりのある先生から情報提供。人の情報を聞いていて、思い出したこともどんどん発言した。参加者の情報をもとに大きな一つのエコマップ（ホワイトボードに作成）にSSWが記入していき、情報はみるみるうちに整理されていった。

#### ③アセスメント（見立て）

エコマップを見ながら、SSWが「〇〇はどうですか？」と質問していく。また、参加者がお互いに尋ねあうこともあった。

★質問が大事！ 質問に答えたり、答えている人の話を聞いているうちに、子どもの現状がはっきりと認識できてきた。それが、視覚的にもマップに残り、どこへアプローチできるかが、共通認識できた。

#### ④プランニング（支援計画）

課題もリソースも見えてきたので、自然に参加者から「〇〇はどうなってるかな？」「〇〇に頼んでみる」「〇〇もやってみようか」という声が聞こえてきた。そこで、それぞれ次までに誰がどんなことをしておくかを確認して終わった。

支援計画を実行した後、ケースがどのように変化したのかを確認し、次の支援計画を立てるための第2回目のケース会議が必要となってくる。

### 2. 研修会において

SSWの活動を広めるために、SSWを講師に、積極的に研修会を開いた。

管理職研修や校内研修会、不登校対応研修（教職員対象）などにおいて、模擬ケース会議を開きSSWの手法としてのアセスメントやプランニングを参加者自らが体験することによって、SSWについての理解を深めていった。右の写真は市内不登校対応研修において模擬ケース会議でプランニングの練習のためにあるグループが作成した「リソースマップ」である。児童生徒の課題解決の目標を設定し、それに向けてリソース（自分を生かすもの）をつなぎ合わせて、だれがどのようにかかわっていくのかを表した図である。



未来志向のリソースマップ

## Ⅱ章：2. 教育委員会指導主事とスクールソーシャルワーカーの協働

### (2) SSW活用実績



本市では、平成18年度より大阪府の事業を活用し、SSW事業に取り組んでいる。平成20年度で3年目となるが、左に示したグラフは、その3年間（ただし、平成20年度は9月末までの上半期）の、本市におけるSSW活用実績の延べ件数の推移をグラフに表したものである。この延べ件数には、ケース会議、研修会、それらの打ち合わせ、関係機関との連絡・顔合わせなどが含まれている。

このグラフに示したとおり、SSWの活動が市内各学校に知られるにつれて活用回数が増加してきており、今年度の上半期だけで、すでに前年度の件数を上回っている。その結果、課題解決に向けた学校や市教育委員会と関係機関とのつながりが深まってきた。

### (3) SSWについての教職員の理解を深める

SSW事業については、各学校からの派遣要請をもとに活用が図られている。そのため、各学校において管理職をはじめとして教職員、スクールカウンセラーなどの支援人材にSSWについての理解を深めてもらうことが大切になってくる。

#### 1. 校内の支援人材との交流

課題を抱えている児童生徒を支援するための外部人材が配置されている学校がある。そこで、児童生徒の課題によって連携できる基盤を作ろうと、それらの支援人材とSSWをつなぐように顔合わせを行っている。

#### 2. 「少年文化館だより」の発行



右の紙面はSSWの研修会後のまとめを掲載したものである。その中で「エコマップ」を説明し、アセスメントやプランニングの留意点をまとめている。

本市では、「少年文化館だより」をほぼ月1号のペースで発行し、市立の幼稚園、小・中学校の全教職員に配布している。内容は市内の長期欠席児童生徒の状況や支援の取組みの留意点、研修の案内などを掲載している。

その紙面を利用し、ケース会議の重要性（チーム支援の必要性）やその運営の仕方、アセスメントやプランニングの方法などを広めるとともに、SSWの研修会の案内や研修のまとめを掲載することによってその活動への理解を深めている。



### 3. 学校とスクールソーシャルワーカーの協働

…… S S Wを活用するための校内体制をどうつくるか……

寝屋川市立和光小学校 校長：丸山 涼子

#### 1. 学校とS S Wとの協働による課題解決に取り組んで

不登校、生活習慣の乱れ、学習習慣の欠如、感情的行動、学級の荒廃、そして、その帰結としての低学力…。生徒指導にいくら力を注いでも課題が改善されないことに苦しんでいる学校は多い。本校も過去には多くの長欠・不登校・困難事例を抱えて苦しんできた経緯がある。

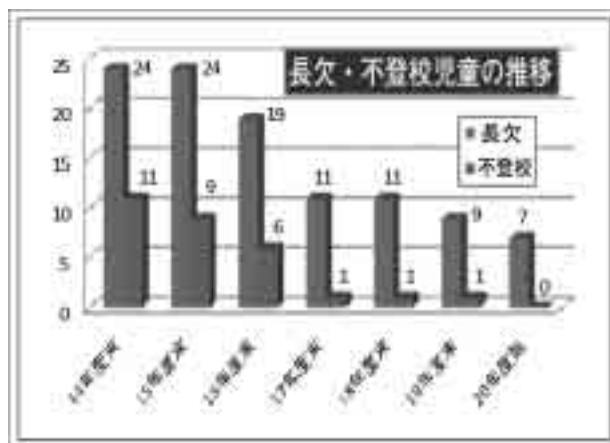
しかし、平成17年5月、大阪府よりS S Wが配置されたことを契機に、S S Wとの協働を学校改革の柱に据え、抜本的な課題解決に着手した。生徒指導対応に翻弄されるのではなく、子どもの気になる行動の裏には何か見えない要因があって子どもを苦しめているのではないかと問いかけながら、何が子どもを阻害しているのかを考え、その根元を取り除くことで「学力向上への道筋」を探ろうとしたのである。

そこには、子どもは本来かしこくなりたいたい、ほめてもらいたいと願っている、わかる喜びややり遂げた達成感を感じた時、子どもは自分から学習に取り組み始めるはずだという私の強い信念があった。

S S Wとはかなりの時間をかけて意思疎通を図った。私はS S Wに福祉的専門領域のノウハウの提供を望んでいた。S S Wからは校長の教育方針を後方支援するという黒子の立場を堅持しつつ、事例対応にもあたりながら福祉の専門家の立場から研修計画やスキルのアドバイスを提供していただいた。

生活環境を支援し、自尊感情の低かった子どもが自信を取り戻し始めたところに、欠落していた基礎学力の補充と、習熟度別少人数による丁寧な授業やロボット学習など魅力ある学習を実施することにより、子どもたちが学習に集中するようになった。

こうしたS S Wと学校との協働による取組は、本校を拠点とした3年間の配置の間に、不登校ゼロ達成だけではなく学校の組織改革や職員の意識改革にも大きな成果を収めることができた。3年間のソーシャルワークの学校改革は「ひとりひとりがたからもの」という教育理念を生んだのである。



#### 2. 校内体制と意識変革

子どもの問題行動の背景には、発達の課題とともに、家庭環境、友人関係、学校環境など複雑な要因が絡み合っている。

校内には困りごと担当として、子どもの問題だけではなく親の訴えや学級の問題についての情報を集中把握し、対応の方法を提案することのできるコーディネーターを3名位置づけている。(①虐待や家庭環境への支援担当+②発達の課題への支援担当+③特別支援校内委員会担当)

また、様々な方面から気になる子をリストアップしてその背景を分析。「気になる子どものケース会議」を毎週金曜4時から定例開催している。コーディネーターがケース会議を招集し、時には保幼小中の教員や関係機関とも連携しながらアセスメントとプランニングを行う。年間40回にものぼるケース会議の中で、どの教員もアセスメント力を身につけ、ソーシャルワークの視点を踏まえた「チーム対応」への意識が浸透した。

チーム対応によって子どもの抱えている困難な背景への支援を模索する中で、教員は、「困った子」と思われていた子



## Ⅱ章：3. 学校とスクールソーシャルワーカーの協働

は実は自分ではどうすることもできない問題の中で「困っている子」だったのではないかということに気づいていく。

すると、学校に何かと無理難題を持ち込む「困った親」は、子育てに迷い、子どもにどう接するとよいかわからずに「困っている親」なのではないか、というように保護者の訴えを受け止めることができるようになった。そして、教職員の意識変革が進むことで、保護者との面談や教育相談が、困難な事例解決に効果的に活かされるようになってきた。

### 3. SSWを活用した課題解決へのステップ

#### ①外部人材への抵抗感払拭……………協調的スタートへのステップ

学校の究極の目的は子どもに学力をつけることである。その目的を阻む要因は何なのか。それはどのように取り除いていくことができるのか……。校長とSSWで学校の課題について話し合い、「学ぼうとする気持ちを取り戻すための環境整備」こそ最優先に取り組みねばならないことであり、「すべては学力向上と子どもの最善の利益のため」の取り組みであるという合意を得たことで、盤石な協働関係の基礎ができ上がった。

職員には、困難事例と一緒に取り組み、子どもや先生を支援するために配置されたことを伝え、外部人材への抵抗感払拭に努めた。子どもには、悩み事や相談は何でもS先生（SSW）にどうぞ、と紹介。職員や子どもと協調的なスタートが切れるようにすることが第1の関門である。

#### ②基礎研修と年間計画……………「ソーシャルワーク」理解へのステップ

SSWの提案で、1学期に4本の基礎研修を実施した。6月『SSW基礎研修』には子どもに関わるすべての職員の理解が必要との観点から技能職員や校門の警備員も参加。7月『ケース会議模擬演習』8月『児童虐待研修』『発達障害研修』。

初年度の1学期に4本の研修は日程的に苦しかったが、必要なものは必要、時期を外せない、と強行した基礎研修の導入は、結果として子ども理解やチーム対応など「目から鱗」の発見があったのである。

「ソーシャルワーク」を基礎から学べたことは、意識変革を推進する上で学校として幸いであった。これらの基礎研修は、異動による職員の入れ替わりを視野に入れ、毎年実施している。

#### ③情報窓口の一本化……………コーディネーター育成へのステップ

担任が学習状況、生活環境、生育歴等「気になる子」をリストアップ。生徒指導上の問題や情報は管理職よりも先にまずコーディネーターに入れるよう指示。校長・教頭よりもコーディネーターへの情報提供を優先させることにより、コーディネーターの立場を確保し権限を持たせるよう配慮した。コーディネーターは気になる子どもすべての家庭とつながっており、朝の登校状況の把握から始まり、支援の必要な子どもには始業前から家庭訪問をして、家庭と関わりながら動くようにしている。

##### コーディネーターの仕事

- ①登校支援 ②家庭支援
- ③個別対応 ④相談活動
- ⑤ケース会議の司会
- ⑥虐待研修の企画立案
- ⑦関係諸機関との連携
- ⑧長期休業中の対応

#### ④「抱えこみ」から「チーム対応」へ……………ケース会議定例化へのステップ

学校は多くの子どもの情報を把握しているが、教師個人がばらばらに所有しては意味がない。情報を全部出し合い整理した上で行動背景をアセスメント（見立て）し、プランニング（手立て）を行って「チーム対応」することが必要である。その場が「ケース会議」である。

その子どもに関わる者が集まって「ケース会議」を定例開催するシステムにより職員にアセスメント力がつき、問題解決に向けて学校全体でチーム対応するシステムにより一人の子どもをみんなで見守る連帯の意識が育つ。その「システム」が学校を変革に導く。

##### ケース会議の流れ

- ①カンファレンスシートの配布
- ②検討内容の確認
- ③子どもの状況説明
- ④参加者からの情報提供
- ⑤質疑応答
- ⑥アセスメント（情報収集と見立て）
- ⑦プランニング（目標設定と手立て）
- ⑧次回の会議日程の決定
- ⑨カンファレンスシートの回収



ケース会議の様子

児童相談所・家庭児童相談室・  
児童福祉施設との連携ケース会議の様子

#### ⑤「困った子」から「困っている子」へ……………職員の意識変革へのステップ

課題山積の時には「困った子」とため息をついていた職員も、ケース会議で情報が整理・共有化され、チーム対応ができるようになってくると、その背景を見つめ、この子が何に困っているのかを見つめることから子どもと対話を始めるようになる。「困った子」は、実はどうしてよいかわからずに「困っている子」だったのではないかと……。この意識変革の波が学校にもたらした成果は大きかった。

悪者になる役回りを担う教員は、担任が保護者や子どもと良い関係を維持するためであるという認識があり、心が軽い。担任もまた、みんなが関わってくれているという安心感を得て心強い。何より、子どもへの見方に余裕が見られるようになり、気軽に相談ができ、また、自分一人で何とかしなければと必死だった教員の表情が明るくなった。

#### ⑥課題発見から自立支援へ……………保幼小中を見据えた支援計画へのステップ

本校では、年度当初の年間スケジュールに最優先で「ケース会議は毎週金曜4時から」と位置づけている。年間40回にも上るケース会議によって、子どもの行く手にごろごろと転がっていた大小様々な石ころはあらかじめ取り除かれた。

不登校・低学力の子どもをケース会議で見つめ始めてから、保護者への支援・親子関係修復等様々な福祉的支援プロセスを経て、子どもの自尊感情が高まり、自ら学ぶ意欲を持ち始めるまでにおよそ2年半を要している。従って、本校では子どもの抱える課題発見を2～3年生に絞り、できるだけ早期発見、早期対応に努めている。3～5年生で課題克服に向けた意図的な指導に取り組み、卒業を迎えるまでには自立に導きたい考えである。

保育所・幼稚園・中学校との密接な情報交換により、6年間だけではなく、保幼小中を視野においた支援を目指している。

#### ⑦「コーディネーター育成研修」へ……………市教委による全市的課題解決へのステップ

本市では、すでに、本校の成果をもとにSSWを市単費で採用し、市教委教育指導課とSSWにより生徒指導上の諸課題解決の中心的な役割を果たすコーディネーターの育成研修が実施されている。チームアセスメントによる課題解決に向けた全市的取り組みが進められている。

### 4. 負の世代連鎖を断ち切るために

保護者との面談では、どうすればこの現状から子どもを救い出せるのか、子どものことを一緒に考えたいのだという姿勢を示すと同時に、根気よく保護者の言い分に耳を傾け、保護者の口からSOSが出せるように導こうとしてきた。

被虐待の記憶が虐待を生み、鬱のアップダウンが子どもを振り回す。暴力を見て育った子は、大人になった時、自身の困難のはけ口を弱者への暴力に求める。そうした「負の世代連鎖」を断ち切るために、私たちは可能な限り保護者の背景にまで遡って課題解決への糸口を見つけ出そうとしている。子どものSOSを素直に受け止めてもらうためには、保護者のSOSもまた受け止める必要がある。保護者への支援なしに子どもの回復支援は考えられないからである。

## Ⅱ 章：3. 学校とスクールソーシャルワーカーの協働

### 5. 校長は学校と保護者と地域を結ぶコーディネーター

学校が保護者とつながるためには、いざというときに安心して支援を頼める地域でのネットワークを作り、エンジンをかけておくことが大事である。

より多くの保護者とつながる「しかけ」として、本校では公民館を会場に「親学習井戸端講座」を実施している。これは特に難しいことを話したり苦情や要求を出し合うのではなく、“これってちょっとおかしいんじゃない？”と思うようなエピソードを元に、子育ての悩みを話したり普段つきあいのない人の話に子育てのヒントを得たりする「気づき」の場であり、いわば「学級を持たない校長の学級懇談会」である。毎年7月と2月の2回、6日間連続で各地区をまわり、膝を交える。「何か起きた時に話し合う」のではなく、「何か起きる前に知り合いになっておく」ことが良い関係づくりの秘訣である。

### 6. SSWが「学校再生」への切り札となるためには学校とSSWとの協働的関わりが不可欠

SSWの配置形態は拠点校方式や派遣方式等様々考えられる。しかし、いずれにしてもSSWに事例対応だけをお任せするのではなく、教職員がSSWの専門的知識と経験に学び、学校を変えていこうとする意識が必要なのではないか。学校が主体的に自校の課題解決に向き合い、アセスメントする力をつける努力をするべきだと考えている。また、学校運営を担う校長には学校改革のためにSSWが配置されたのだという認識が必要である。

時には子どもの人生に踏み込んだ決断もあることを考えると、学校が自信を持って対応にあたるためにも、SSWには専門的知識があり教育の現場を知る「学校ソーシャルワーカー」として、社会福祉士や精神保健福祉士等の育成が急務だと感じている。

すべては子ども達が安心して学習に集中できるようにするための「学習環境整備事業」であり、それが「学力の向上」と「子どもの最善の利益」を保証すると考える。私たちは、子どもの支援体制をどうつくるかということから「学校改革」を目指した。本校とSSWのコラボレーションの足跡から、学校へのSSW導入は「学校再生」への有効な切り札になると確信している。